

尾張北支部

法令講習会

尾張北支部（金田英治支部長）は2月13日（水）午後2時からナディアパーク国際デザインセンターセミナールーム2（名古屋市中区）で会員23名が参加のもと「法令講習会」を開催しました。

講習会は「働き方改革 一億総活躍社会の実現へ向けて わたしたちが心得ておくべきポイント」と題して、社会保険労務士・特定行政書士・厚生労働大臣認可・労働保険事務組合 どりかむ21運営 牟田美智代事務所 牟田美智代氏を講師としてお招きしました。



講演をする
牟田氏

講義に入る前に「わたしたちが心得ておくべきポイント」として、時代と法律を理解しやるべきことをやり抜き前進する、働き方改革を情熱を持って取り組むチャンスとしましょう!との意識付けからスタートしました。

働き方改革の原則として“働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするための改革”であり、企業側は就業拡大、意欲・能力を発揮できる場の提供が望ましいとのことでした。

1部では「労働時間法制の見直し」として、残業時間の上限規制では、1日8時間、週40時間に対して残業の上限は、月45時間、年間360時間を就業規約に定める。例外では臨時的な特別な事情があり労使が合意する場合でも、年間720時間以内、複数月平均80時間以内、月100時間未満です。

また、本年4月から、年間5日間の年次有給休暇の取得は、本人からの申し出がなくとも年間5日間を取得する義務付け（管理職も）があり、守らない場合は罰則が科せられることもあります。

2023年からは、月60時間超残業の割増賃金率は50%になるため今から対応について準備し、ターゲットとなる業務、ターゲットとなる人を確認する。

他にも、勤務間インターバル制度の導入促進、労働時間の客観的な把握（企業に義務付け）、フレックスタ

イム制の拡充、高度プロフェッショナル制度の創設、産業医・産業保険機能の強化、について説明がありました。

2部では「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」として、2020年4月から施行される①不合理な待遇差の禁止では、パートさん・有期雇用労働者へはガイドラインとして、基本給、賞与、各種手当、福利厚生、教育訓練等について挙げ、パートさんの交通費や皆勤手当についても大丈夫ですか?との確認がありました。派遣労働者へは派遣労働者と派遣先労働者の待遇差について具体例を挙げました。②労働者に対する、待遇に関する説明義務の強化 ③行政による事業主への助言・指導や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の規定や整備について解説がありました。

講義中に質問があり、パートさんの社会保険について対象となる勤務時間数は？

〔1週間 3/4 時間以上〕 & 〔1か月 3/4 日以上〕

例：社会保険適用

1週40時間、月の所定労働日数21日の事業所であれば
週30時間 & 月16日以上勤務であれば



本人の意思に関係なく社会保険適用です。

言い換えれば、週が29時間、月15日勤務であれば、社会保険加入はしません。65歳以上で年金受給者の方には都合のよい働き方になると言えます。

他にも講義中に多くの質問があり、働き方改革に向けた事業主側の対応について疑問を感じられる方は、ぜひ社労士に相談をしてくださいとのアドバイスがありました。

3部では、安全衛生、事業主責任について話があり講習会は終了しました。

